問合せ先	健康福祉局介護保険課認定・給付係 (504-2363)
	中区福祉課高齢介護係(504-2478)
	東区福祉課高齢介護係(568-7732)
	南区福祉課高齢介護係(250-4138)
	西区福祉課高齢介護係(294-6585)
	安佐南区福祉課高齢介護係 (831-4943)
	安佐北区福祉課高齢介護係 (819-0621)
	安芸区福祉課高齢介護係(821-2823)
	佐伯区福祉課高齢介護係(943-9730)

# 介護保険利用者負担額の減免

#### 1 支援策の内容

介護保険利用者負担額を減免します。

### 2 対象者 (要件等)

いずれかに該当する要介護被保険者、要支援被保険者又は事業対象者

- (1) 災害により住宅や家財に著しい被害を受けた方
- (2) 失業や入院などにより、生計中心者の収入が前年より著しく減少し、生活が著しく困窮している方

#### 3 手続の方法

区福祉課高齢介護係で申請を受け付けます。申請に必要なものは、次のとおりです。

- り災証明書 (上記 2(1)該当する方の場合。2(2)に該当する方の場合は、2(2)を証明する書類。)
- 介護保険被保険者証(お手元にあれば)
- マイナンバー確認書類(お手元にあれば)

## 4 免除の内容

減免期間: 当該事由の発生した日の属する月から12か月以内。

(※2(2)を理由とした減免申請の場合、申請日の属する月から6か月以内とし、同一事由による再申請も可能です。ただし、減免期間は合計12か月以内です。)

減免内容:介護保険サービスの利用者負担額(1割、2割又は3割負担分)を全額免除 (上記2(1)に該当する方の場合。)

> 介護保険サービスの利用者負担額(1割、2割又は3割負担分)を減額 (上記2(2)に該当する方の場合。)

#### 5 その他

申請期間:当該事由の発生した日から12か月以内(上記2(1)に該当する方の場合。) 当該事由に該当する日の月末まで(上記2(2)に該当する方の場合。)

詳しくは区福祉課高齢介護係にお問い合わせください。